

## 物価高騰等の影響を受ける中小企業を支援

－ 県制度融資を利用する企業の信用保証料の一部を補助します －

「ゼロゼロ融資」などの既往債務の借換えや、長期化する物価高騰等の影響を受けた中小企業者等の資金繰りを支援するため、新潟県が新たに「物価高騰等対策特別融資」を7月1日より開始しています。これを受け、本市では融資額の5,000万円までを上限として、信用保証料の50%を補給する資金繰りの支援を、県央地域では先駆けて開始しました。本制度は、県の保証料補給と併用も可能です。

### 【市制度概要】

市内中小企業者が、市内の金融機関で県制度融資を利用する際、信用保証料の一部を補助し、利用者の負担軽減を図ります。

1. 対象者：新潟県制度融資「物価高騰等対策特別融資」を利用する中小企業者等
2. 支援内容：信用保証料の補給
3. 補給割合：融資額5,000万円までを上限に、信用保証料の50%を補助  
(県の保証料補給25%併用可)
4. 補給期間：令和7年3月31日まで
5. 申込：市内金融機関

#### <県制度>

「物価高騰等対策特別融資」を利用する場合、信用保証料の25%を補助

県補助 25%	事業者負担 75%
---------	-----------

#### <市制度>

融資額5,000万円までを上限に、信用保証料の50%を補助（県の保証料補給25%併用可）

県補助 25%	市補助 50%	事業者負担 25%
---------	---------	-----------

### 【参考：県制度「物価高騰等対策特別融資」】

1. 対象者：セーフティネット保証4号又は5号のいずれかの認定を受けること 等
2. 融資限度：1億円
3. 資金用途：運転資金・設備資金・借換資金
4. 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
5. 融資利率：融資期間に応じて年利1.15%～1.75%
6. 補給割合：25%



本件についてのお問い合わせ先  
産業振興部 商工振興課：小林  
電話：0256-77-8231（直通）